

## 高額療養費の自己負担限度額等の改正について

日頃は健康保険業務にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般健康保険法施行令等の一部が改正され、高額療養費の自己負担限度額ならびに出産育児一時金等の支給額が見直されることとなりました。つきましては、関連する改正事項と併せて下記のとおりお知らせいたします。被保険者・被扶養者の皆様へご周知いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### I. 高額療養費の自己負担限度額の改正

##### 1. 改正の趣旨

高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求めるとの趣旨から、所得区分が見直されて細分化されました。

##### 2. 改正の内容（**ゴシック太文字**が今回見直しの行なわれた箇所です）

###### ① 70歳未満の自己負担限度額の見直し

改正前		改正後	
所得区分	月単位の自己負担限度額	所得区分	月単位の自己負担限度額
上位所得者  (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1%  <多数該当は 83,400円>	<b>標準報酬月額 83万円以上</b>	<b>252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%</b> <b>&lt;多数該当は 140,100円&gt;</b>
一般所得者  (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%  <多数該当は 44,400円>	<b>標準報酬月額 53万~79万円</b>	<b>167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%</b> <b>&lt;多数該当は 93,000円&gt;</b>
低所得者  (住民税非課税)	35,400円  <多数該当は 24,600円>	標準報酬月額 28万~50万円  <多数該当は 44,400円>	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%  <多数該当は 44,400円>
		<b>標準報酬月額 26万円以下</b>	<b>57,600円</b> <b>&lt;多数該当は 44,400円&gt;</b>
		低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <多数該当は 24,600円>

② 70歳から74歳までの自己負担限度額

本改正による**自己負担限度額の変更はありません。**

③ 高額介護合算療養費の算定基準額の見直し

高額療養費の自己負担限度額の見直しに伴い、高額介護合算療養費の算定基準額が次のとおり改正されます。

【 現 行 】

所得区分	健康保険 + 介護保険 (70歳~74歳 が いる世帯)	健康保険 + 介護保険 (70歳未満が いる世帯)
標準報酬月額 83万円以上	67万円	176万円
標準報酬月額 53万円~79万円		135万円
標準報酬月額 28万円~50万円		67万円
標準報酬月額 26万円以下	56万円	63万円
低所得者Ⅱ	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	

【 平成 27 年 8 月以降 】

所得区分	健康保険 + 介護保険 (70歳~74歳 が いる世帯)	健康保険 + 介護保険 (70歳未満が いる世帯)
標準報酬月額 83万円以上	67万円	<b>212万円</b>
標準報酬月額 53万円~79万円		<b>141万円</b>
標準報酬月額 28万円~50万円		67万円
標準報酬月額 26万円以下	56万円	<b>60万円</b>
低所得者Ⅱ	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	



3. 限度額適用認定証等の表記

高額療養費の所得区分が細分化されることに伴い、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分欄に記載される記号が以下のとおり変更されます。

① 限度額適用認定証

改正前	
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	A
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	B

改正後	
<b>標準報酬月額 83万円以上</b>	<b>ア</b>
<b>標準報酬月額 53万円~79万円</b>	<b>イ</b>
<b>標準報酬月額 28万円~50万円</b>	<b>ウ</b>
<b>標準報酬月額 26万円以下</b>	<b>エ</b>



② 限度額適用・標準負担額減額認定証

改正前	
低所得者	C
低Ⅱ	Ⅱ
低Ⅰ	I

改正後	
低所得者	<b>オ</b>
低Ⅱ	Ⅱ
低Ⅰ	I



③有効期限

所得区分が細分化されたことに伴い、随時改定や定時決定による標準報酬月額の変動によって、所得区分が変更となるケースが多数見込まれます。旧所得区分の限度額適用認定証で医療費のお支払をされますと、正しい自己負担限度額との過不足分を後日、当組合とご精算いただくこととなり、加入者の皆様にご不便をおかけすることとなってしまいます。このため、事後精算をできるだけ発生させないよう、今まで「申請書の交付必要期間に記入された開始月の1日から起算して最長で1年間」としておりました限度額適用認定証の有効期限を「申請書の交付必要期間に記入された開始月の1日から起算して最長で3ヶ月間」に短縮させていただきたいと存じます。趣旨をご賢察の上、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は「8月1日より翌年7月末日まで」としている現行と変更はございません。

II. 出産育児一時金等の支給額の改正

出産育児一時金および家族出産育児一時金の支給額について、出産費用の動向等を勘案して、現行の39万円から40.4万円に引き上げられます。

なお、産科医療補償制度の対象分娩の場合は、現行どおりの42万円となります。

改正前		改正後	
産科医療 補償制度 対象分娩	出産育児一時金等 39 万円 + 産科医療補償制度掛金 3 万円 = 42 万円	産科医療 補償制度 対象分娩	<b>出産育児一時金等 40.4 万円</b> + <b>産科医療補償制度掛金 1.6 万円</b> = 42 万円
産科医療 補償制度 対象外分娩	出産育児一時金等 39 万円	産科医療 補償制度 対象外分娩	<b>出産育児一時金等 40.4 万円</b>

III. 施行日

平成27年1月1日から

(I. 2. ③高額介護合算療養費の算定基準額の見直しについては、平成27年8月1日から)

#### IV. 様式等のダウンロードについて

限度額適用認定証の様式は、当組合ホームページの2箇所からダウンロードすることができますので、ご利用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

西南ホームページ：[www.seinan-kenpo.or.jp](http://www.seinan-kenpo.or.jp)

掲載場所

- トップページ ⇒ こんなときどうするの？
- ⇒ 医療費が高額になりそう
- ⇒ 健保のしくみ
- ⇒ 「申請手続」のPDF（ファイル名：限度額適用認定証）

以 上

#### 【お問い合わせ先】

「I.2.③」ならびに「II」について

医療適用課（給付担当）：TEL 03-3462-6554

上記以外について

医療適用課（審査担当）：TEL 03-3462-6555